

平成 27 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

尾道市立大学

平成 28 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	9
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	18
基準6 学習成果	29
基準7 施設・設備及び学生支援	31
基準8 教育の内部質保証システム	37
基準9 財務基盤及び管理運営	40
基準10 教育情報等の公表	45
<参 考>	47
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	49
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	50

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

27年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～28年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島県病院事業管理者
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	香川大学名誉教授
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	名古屋大学理事
河野通方	東京大学名誉教授
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構特別顧問

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
○鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第4部会)

○浅田尚紀	兵庫県立大学理事・副学長
○亀山郁夫	名古屋外国語大学長
○清原正義	兵庫県立大学理事長・学長
栗原裕	大妻女子大学副学長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
高橋哲也	大阪府立大学学長補佐
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
◎中島恭一	富山国際大学長
永田敬	東京大学教授
浜名恵美	筑波大学グローバルコミュニケーション教育センター長
藤井保	県立広島大学学長補佐
藤本眞一	奈良県立医科大学教授
森明子	人間文化研究機構国立民族学博物館教授
山本泰	東京大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 神 林 克 明 | 公認会計士、税理士 |
| 北 村 信 彦 | 公認会計士、税理士 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

尾道市立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 大学サテライト施設及び美術館を、尾道市中心部に設置し、学生・卒業生・教員による作品の発表・展示、美術演習やゼミの開催、研究発表等に活用するとともに、市民を対象とする展示や行事等にも活用している。
- 推薦入試による入学生に対して入学前の事前学習を課し、それに対して指導を行っている上、入学後も基礎から学生が十分に学習し成長できるよう、少人数教育ならではの一人一人の学生に対するきめ細やかな指導をすべての学科が組織的に行っている。
- 平成 22 年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「無数のキャリア演習で無限の可能性を！」においては、既存のキャリア教育に加え、地元企業との産学連携により、入学から卒業までの間を通した全学的かつ体系的な指導を行う制度を構築し、支援期間終了後も、社会人基礎力を高める教育課程を加え、成果を上げている。
- 文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に平成 24 年度に採択された「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（幹事校：島根大学）においては、中国・四国地域の 12 大学と産業界等との連携を基に同地域におけるインターンシップの取組拡大を目的とした大学の教育改善・充実体制整備を図り、また、平成 26 年度にも「中国・四国圏域での産官学協働によるインターンシップ等の推進」（幹事校：島根大学）が採択され、インターンシップの取組拡大、実践的教育プログラムの開発等によるキャリア教育の質の向上を図っている。
- 中国・四国地域への就職者が約 50%を占めており、地域の発展に貢献できる人材を育成している。
- 学修達成度自己評価カルテに、毎学期、学習の自己診断を記入させることにより、学生自らの学びの振り返りを促すとともに、これを基にチューターが学習指導を行う、経済情報学部を中心とする取組は、特長のある学習支援となっている。
- 課外活動として、日本文学科と美術学科の学生が共同で、創作掌編集『尾道草紙』や『尾道民話紙芝居』を制作し、自己の研さんに役立てるとともに、地域の保育所、学校、福祉施設等で活用している。
- 学友会主催の学生連絡協議会が設けられており、教職員・学生相互の意見及び情報を交換し、学生生活の充実を図るため必要な事項を定例的に協議している。
- 互いの授業内容や実践についての情報交換が日常的な学科会議レベルで可能になっており、授業の内容を日々交換し合い、授業を相互に観察しながら、日常の中のFD活動を重ねている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程においては、入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

公立大学法人としての目的を定款の第1条に次のように規定している。

「尾道市における「知と美」の探求、創造・発信を図る研究活動の拠点として、質の高い独創的な研究を推進するとともに、また有為な人材を育成することをもって、学術・文化の向上と社会の発展に貢献することを目的とする」

さらに、「理念」として「「知と美」の探求と創造」を掲げている。

当該大学の何よりの特色は、伝統に根ざしたユニークな2学部構成にある。すなわち経済情報学部と芸術文化学部の2学部である。この学部構成は、単にユニークという点に限らず、尾道市が歴史的に担ってきた役割と、その文化的個性を基盤にしている点が重要である。それらを圧縮した形で表現したものが「「知と美」の探求と創造」であり、教育と研究のすべての営みがこの基本ヴィジョンに基づいて行われている。

学部の目的については、学則第3条に規定している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学院の目的は、大学院学則第2条に「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする」と規定されている。また、研究科の目的は、大学院学則第6条に明確に示されている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の2学部から構成されている。

- ・ 経済情報学部（1学科：経済情報学科）
- ・ 芸術文化学部（2学科：日本文学科、美術学科）

経済情報学部の教育目標の根幹に「経済的諸問題をIT技術を駆使して経済学及び経営学の分析手法で解決できる人材の育成」を据えており、その目標の明確な具現化を求めて、経営・経済・情報の3コース制が採用され、より高度化する経済社会の要請に応えられる人材の育成を目指している。

芸術文化学部の教育目標の根幹には、「芸術文化のまち」尾道市の文化的発展に貢献できる人材の育成がある。日本文学科は、日本文学系・日本語学系・中国欧米文学系の3領域から構成されており、主として日本を中心とする世界の芸術文化に関する幅広い教養を身に付け、さらにその上で構想力・論理的思考力・分析力を備えた社会のリーダー育成を目的としている。他方、美術学科は、日本画・油画・デザインの3コースからなっており、歴史都市尾道の創造的美の環境づくりに貢献できる専門家の育成を目標としている。双方の学科ともに、「知と美」の創造を通して地域社会に貢献できる人材の育成という点で共通している。さらに、現在では、よりグローバルな視点から国際社会の学術文化の向上と社会の発展に貢献できる人材育成へと目標を広げている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

その教育目標に照らして、その基盤となる教養教育を全学共通の教育課程によって実施している。その検討及び実施の主体は、教養教育委員会が担っており、専門教育科目との整合性、履修上の問題等については、教務委員会での検討を踏まえて、両学部教授会、教育研究審議会で審議される仕組みになっている。平成24～25年度にかけては、新たに設置された教養教育専門部会での議論を踏まえ、科目区分や区分内での科目配置の適切さ等を再検討した結果、平成27年度より、総合科目、人文科学、社会科学、自然科学、健康スポーツ科目、外国語科目の6区分からなっていた教養科目群のうち、総合科目として規定された区分を地域・キャリア系科目としてリニューアルし、学生の地域意識の覚醒、キャリア意識の啓発といった実際的な目的に適合した新たな教養教育の仕組みを開発し、全学的な協力体制の下に実施されている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は3研究科から構成されている。

- ・ 経済情報研究科（修士課程1専攻：経済情報専攻）
- ・ 日本文学研究科（修士課程1専攻：日本文学専攻）
- ・ 美術研究科（修士課程1専攻：美術専攻）

日本文学研究科には、日本文学・日本語学・漢文学の3つの教育研究分野を設けている。学部には設けられている中国欧米文学系領域が漢文学へと絞り込まれているが、おおむね、学部と大学院教育の一貫性が保たれており、当該大学院が目指す、地域社会及び国際社会での学術・文化の向上と社会の発展に貢献できる人材を育成という理念を実現する上で有効なシステムとなっている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

附属施設として、大学美術館、情報処理研究センター、地域総合センター、国際交流センター、大学サテライト施設等を設置している。

大学美術館は、学生・卒業生・教員による作品の発表や展示、市民を対象とする美術ワークショップや文学談話会等の行事等を通して積極的に活動し、地域社会における芸術文化に関わる意識の向上に貢献している。情報処理研究センターでは、情報システムの適正な運用、教育、研究、事務処理の向上に寄与しており、国際交流センターは、海外提携校との事務を中心に、グローバル化時代への対応を目的とした学生支援等の業務を担っている。

大学サテライト施設は、平成26年8月より正式に活用を開始した新しい附属施設であり、尾道市内商店街内に位置しており、大学における教育・研究の成果発表及び実践の場として学生の作品展示、美術演習やゼミの開催、研究発表等に活用されている。また、市民も1階展示室を利用することができ、「芸術と文学のまち尾道」の新たな芸術・文化の発信地となっている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

大学の教育と研究（教員人事を含む。）に関わる最も重要な決議機関である教育研究審議会は、学長を議長として、副学長、理事、学外者、学部長等、計13人によって構成されている。

教授会、学科会議、研究科委員会は、原則として月1回（8月を除く。）開かれている。教授会、研究科委員会では、教育体制に関わる事項、学生対応に関する事項等を中心に議論されるが、大きな特色とし

て、教授会構成員3人以上による発議の権利が認められている。その他、学科会議、コース会議等も密な頻度で開催されている。

教務委員長以下、9人のメンバーで構成されている教務委員会は、各学部・学科、教養教育委員会と連絡しながら、月1回の頻度で、教育課程、方法等の見直しに関する議論を行っている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学サテライト施設及び美術館を、尾道市中心部に設置し、学生・卒業生・教員による作品の発表・展示、美術演習やゼミの開催、研究発表等に活用するとともに、市民を対象とする展示や行事等にも活用している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学は、2学部（3学科）を有しており、すべての教員がそれらのいずれかに配属されている。それぞれの学部、学科には、学部長、学科長が配置されており、それぞれの責任において組織運営を行っている。

なお、経済情報学部及び芸術文化学部美術学科においては、それぞれ3つのコースが設けられており、各コースに主任教員が置かれている。

経済情報研究科、日本文学研究科、美術研究科のいずれの研究科もそれぞれ学部の専任教員が兼任し、研究指導を行っている。なお、美術研究科は、絵画教育研究分野、デザイン教育研究分野から構成されている。それぞれの研究科には、研究科長を、またそれぞれの教育研究分野では、主任教員を置き、定期的あるいは臨時の会議等を通し、それぞれの責任において組織運営を行っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 経済情報学部：専任27人（うち教授14人）、非常勤15人
- ・ 芸術文化学部：専任29人（うち教授13人）、非常勤47人

教育上主要と認める授業科目（必修科目）については、経済情報学部では教授51.97%、准教授28.35%、日本文学科では教授35.71%、准教授45.24%、美術学科では教授86.67%、准教授0.00%の専任教員が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 経済情報研究科：研究指導教員 20 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 日本文学研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 美術研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 7 人）、研究指導補助教員 0 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

専任教員の採用については、原則として公募制をとっている。

教員の年齢構成について、25～29 歳 1 人（1.7%）、30～39 歳 7 人（12.5%）、40～49 歳 23 人（41%）、50～59 歳 16 人（28.6%）、60 歳以上 9 人（16%）となっており、ほぼバランスのとれた年齢構成になっている。

専任教員数は、56 人となっており、うち女性教員が 7 人、外国人教員 1 人である。なお、女性教員の対全教員比率は 12.5%となっている。

平成 24 年度より、一部のポストで任期制を設けており、平成 26 年度までに 1 人の教員を採用している。これは、「特定の課題、計画に関わる教育、研究に関わる業務」に従事する教員となっている。

また、以下の取組も行っている。

- ・ 顕彰制度：教育・研究、地域貢献、大学運営の 3 分野において優れた業績を挙げた教員を顕彰する。
- ・ サバティカル制度（平成 27 年度以降）

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準や昇格基準については、法人規定通り、人格、学歴、職歴、教授能力、教育及び研究の業績を総合的に審査、判断している。仕組みとしてはまず、学部長が当該学部の意見を聴取した上で、採用の必要性について理事長（学長）に申し出を行い、理事長（学長）は理事会の議を経て採用方針を決定する。その後、教員人事委員会が採用のプロセスに入り、最終的には、教育研究審議会の議を経て、理事長（学長）が決定する。

採用に当たっては、書面審査、面接審査及び学科によっては模擬授業を課すところもある。採用は原則として公募によって行っている。

昇格については、昇格基準該当者を決定した後に理事長（学長）に申し出、理事会の議を経て、その後採用人事と同じ手順により最終的な決定が行われる。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、総じて、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価について、偏りのない評価を行うため、「業績評価制度の構築」という形で平成25年度から試行的に教員評価制度を実施している。教育・研究、地域貢献、大学運営の3つの観点を柱に、各自の活動状況に関する自己評価書（教育研究活動報告書）を提出することを教員に義務付けている。これに、授業評価アンケートを加味し、教育研究審議会を中心に、教員の評価を行い、優れた業績を挙げた専任教員を顕彰し、研究費の追加配分を行っている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務局は、学務課、キャリアサポートセンター、附属図書館、大学美術館、地域総合センター、情報処理研究センター、国際交流センターに合計28人の専任スタッフを配置している。

美術学科においては、嘱託助手3人が各コースに1人ずつ配置されているが、特にデザインコースにおいては授業内容等が多岐に渡るため、1人の助手に負担がかかっている状況にある。TAを計10科目において、延べ18人を配置している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】
基準4を満たしている。
（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程における入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において「求める学生像」を以下のよう

に示している。

- 「・学問や芸術を学ぶことを通して、豊かな心と幅広い視野をもちたいと願う人
- ・知と美に対する探究心と創造意欲のある人
- ・専門的知識・技能を身につけ、地域社会や国際社会に貢献したい人
- ・何事にも好奇心をもって積極的に挑戦し、自己の目標に向かって不断の努力をする人」

経済情報学部と芸術文化学部の2学部制をとり、社会科学系と人文芸術系の2つの異なる領域の学生を受け入れているが、それらを総合する大学の理念がそのまま「求める学生像」に反映されている。

また、学部、学科それぞれの入学者受入方針に「求める学生像」を示している。

入学者選抜に際しては、学力検査、実技検査、面接等を適宜組み合わせることによって、当該大学で学んでいく上での専門的資質、学習意欲を審査することを基本方針としている。なお、入学に際し必要な基礎学力については、入学者選抜要項に学力検査の科目を記すことにより、受験者に示している。

大学院においては、研究科ごとに入学者受入方針を定めている。例えば、経済情報研究科においては、「経済情報研究科は、大きく分けて経済学・経営学・情報科学の3つの研究分野を持ち、学部教育をふまえより高度な研究と教育を行うとともに国際的な視野の下、経済学・経営学・情報科学の新しい発展並びに地域経済の要望をふまえた教育と研究に取り組んでいます。

このような教育理念のもと経済情報研究科は、経済学・経営学・会計学・税務ほかの諸領域において活躍できる専門的職業人及び研究者、高度な情報科学の修得に基づき経済学・経営学・会計学・税務ほかの諸領域において活躍できる情報分野の専門的職業人及び研究者を養成することを目標にしています。

更に、国際社会への貢献並びに教育・文化の国際交流の一層の促進のために優秀な留学生の受け入れを積極的に行います。

このような教育理念・教育目標に基づき、経済情報研究科は以下のような人を求めています。

- ・官公庁や企業において経済・経営・情報分野の指導者を目指す人
- ・海外で活躍する国際公務員や公共団体・民間団体の国際交流担当職員を目指す人
- ・地域の活性化に貢献し、地域社会の指導者を目指す人
- ・税理士や公認会計士を目指す人
- ・経済学、経営学、会計学等の分野の研究者を目指す人」

と定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程では、学科ごとに定められた入学者受入方針に沿って、一般入試（前期日程及び後期日程）、特別選抜（推薦入試）及び私費外国人留学生入試の3種の入学者選抜を実施している。推薦入試では、各学科において評定平均値等の出願資格が設けられている。

経済情報学科では、大学入試センター試験、個別学力検査及び調査書等の総合判定により選抜している。また、推薦入試では、小論文、面接及び調査書等の総合判定により選抜している。面接では、意欲、適性、目的意識、態度等を見る。

日本文学科では、経済情報学科とほぼ同じ方法が採用されているが、美術学科の推薦入試においては、平成26年度まで実技検査（デッサン）、小論文、面接（持参作品の提示を含む。）により実施してきたものを、平成27年度より、実技検査に変更を加え、着彩写生、油彩画、平面構成の3区分にし、募集人員を15人から12人に変更している。

私費外国人留学生入試については、小論文、面接、実技検査を課している。

入学者受入方針に沿った入試改革という問題に対する関心は強く、可能なものから改善に着手している現状に鑑み、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜実施委員会及びセンター試験実施委員会を中心として、全専任教職員が対応する体制を整えている。

各学科の入学試験問題作成については、入学者選抜実施委員会や各学科から選任された教員を問題作成委員として位置付け、入試問題の出題ミスを防ぐことを目的として、厳重なチェック体制を敷いている。

実際の入学試験時には、実施本部が立ち上げられ、統括本部長である学長がその陣頭指揮に当たっている。一般入試、推薦入試及び大学入試センター試験においては、実施要領、業務に応じた個別マニュアルを作成し、事前説明会にも十分な時間をかけるなど、公正かつ適切な体制が整えられている。

他方、学部にと比べより専門性の高い大学院の入学試験においては、3研究科ごとに、それぞれの試験区分に応じた実施要領等を作成し、実施している。

合否判定については、採点の集計結果をまとめた合否判定資料を基に、各学科あるいは各研究科で合格予定者の原案を作成し、各学部教授会あるいは各研究科委員会、教育研究審議会に諮り、最終的な合否判定を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

経済情報学科においては、約5年ごとに、出身高校の学科（普通科、商業科、総合学科、理数科、その他）別に学生を分け、入学試験と入学後の成績の追跡調査を行い、入学者選抜の改善に役立っている。平成27年度から新たな改革を導入し、推薦入試の特別推薦について、同一高校における受験人数枠を撤廃し、平成28年度からは推薦入試の一般推薦について、基礎学力検査（英語）を新たに加える等の変更を行う予定である。

日本文学科では、毎年度、入試方法別から見た追跡調査を実施しており、その結果、現段階での入試方法は妥当なものであるとの結論を得ている。

美術学科においては、過年度入学者を対象とした追跡調査を平成24年度から継続して行っており、その結果に基づき、平成27年度から推薦入試の内容及び募集人員において若干の変更等を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 経済情報学部：1.07倍
- ・ 芸術文化学部：1.09倍

〔修士課程〕

- ・ 経済情報研究科：0.37倍
- ・ 日本文学研究科：0.29倍
- ・ 美術研究科：0.66倍

経済情報研究科（修士課程）、日本文学研究科（修士課程）、美術研究科（修士課程）については入学定員充足率が低い。これらの研究科においては、学部学生の啓発、大学院教育の充実を図り、入学定員と実入学者数の関係の適正化に努めている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程を除き、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）について次のように定められている。

「各学部・学科では、本学の理念と教育目標のもと、系統性と順次性を考慮しつつ、専門的知識・技能や問題解決能力等を身につけるカリキュラムを編成します。

- ・豊かな人間性と幅広い視野を育むため、本学の特色を生かしながら調和のとれた教養教育を実施します。
- ・地域社会や国際社会に通用する人材を育成するため、コミュニケーション能力の向上やキャリア開発に資するカリキュラムの編成に努めます。
- ・社会の変化に対する自主的な対応力を身につけさせるため、自学自習の姿勢を効果的に修得させるよう努めます。」

大学全体のこの方針に基づき、学科ごとに教育課程の編成・実施方針が定められている。例えば、日本文学科においては、

「日本文学科は、次のように教育課程を編成し、実施します。

- ・1年次に必修科目として概論と基礎演習を置き、日本語・日本文学・中国文学・欧米文学に関する基本的な知識と研究方法を修得させる。
- ・2年次以降の選択科目として専門演習を置き、少人数の双方向教育により自ら学び・考える力を養成する。
- ・多種多数の専門教育科目を各年次に配置し、日本語と日本文学を中心とする学習の拡充と深化を図る。
- ・専門教育科目と連携させた多様な教養教育科目を各年次に配置することで、幅広い視野と豊かな人間

性を養成する。」
と定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教養教育科目は、地域・キャリア系科目、人文科学科目、社会科学科目、自然科学科目、健康スポーツ科目、外国語科目と幅広い分野について、体系的に科目編成をしている。特に、尾道を題材に3学科専任教員等が、総合的に指導する「尾道学入門」は、当該大学ならではの特色ある教養教育科目である。

専門教育科目は、各学科の教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目が配置され、同時にまた、履修モデルも明示されている。

経済情報学科は、経済・経営・情報の3コースから編成され、1・2年を基礎課程、3・4年を発展課程と位置付けている。1・2年で、共通の専門基礎科目、及び各コースの導入となる入門科目のほか、簿記、情報とコンピュータに関する基礎科目を必修とし、同時にまた、コース専門科目の一部を必修科目として指定している。コース進学は、3年次に行われ、専門科目を通して高度な専門知識を習得する。当該大学が特色とする少人数教育は、「専門演習Ⅰ」と「専門演習Ⅱ」において発揮されている。

日本文学科の専門教育科目は、学部共通科目、日本文学系、日本語学系、中国欧米文学系、関連科目、演習・卒論の6分野から編成され、「日本語学概論」「日本文学概論」「中国文学概論」「欧米文学概論」の概論科目のほか、3つの基礎演習科目の履修と、卒業論文の執筆が義務付けられている。特色としては、文芸創作が卒業論文の一部とみなされている点である。

美術学科は、1年次においては全員が共通課題として「デッサン基礎実習」「構成実習」「彫刻」「総合基礎実習」を履修し実習を積み上げる。学生一人一人が自分の資質と方向性を考え、チューターや教員と面談を重ねて2年次のコース（日本画・油画・デザイン）選択に向かう。2年次以降、それぞれに体系的に編成された科目の履修を通して、専門的な知識・技術を習得し、表現能力を高め、卒業制作へと結晶させている。そのレベルは、他の美術系大学に比して遜色のないものである。

大学で授与する学位名は、経済情報学科：学士（経済情報）、日本文学科：学士（日本文学）、美術学科：学士（美術）である。いずれも、学科名に対応した学士名となっている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-1③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズや社会からの要請に配慮した取組としては、海外語学研修への参加又は個人留学をした者に「海外語学実践」の単位を認定している点が挙げられる。単位認定者数は、平成24年度8人（アメリカ6人、中国2人）、平成25年度5人（アメリカ5人）、平成26年度13人（オーストラリア5人、アメリカ5人、中国3人）である。

教養教育科目の総合科目区分の変更を検討し、これを地域・キャリア科目とした点も注目に値する。これは、地域への愛着と関心を強め、就業意識を高める目的からなされた変更である。また、専門教育科目であった「インターンシップ」「キャリア形成演習」を、教養教育科目のこの区分に移行させたことも、現代社会における学生のニーズに配慮した点といえる。なお、「インターンシップ」の就業体験日

数は、5～14日間であり、平成26年度に84人が履修している。

平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「無数のキャリア演習で無限の可能性を！」においては、既存のキャリア教育に加え、地元企業との産学連携により、新たに3つの柱からなるキャリア教育プロジェクトを導入し、入学から卒業までの間を通した全学的かつ体系的な指導を行う制度を構築し、支援期間終了後も、従来、就職活動スキルを身に付けるために実施していた「就職実戦講座・ガイダンス」に社会人基礎力を高める教育課程を加え、実施している。

平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマA】」に採択された「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（幹事校：島根大学）においては、中国・四国地域の12大学と産業界等との連携を基に同地域におけるインターンシップの取組拡大を目的とした大学の教育改善・充実体制整備を図り、また、平成26年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」にも「中国・四国圏域での産官学協働によるインターンシップ等の推進」（幹事校：島根大学）が採択され、中国・四国地域の12大学と産業界等との連携を基に同地域における中小企業とその企業を志望する学生への啓蒙と確保を目的として、インターンシップの取組拡大、実践的教育プログラムの開発等によるキャリア教育の質の向上を図っている。

経済情報学科では、一部の授業科目で、外部講師を招へいし、1コマの講義や講演を行うなどして、最新の学問の状況について情報を提供している。

日本文学科では、2年次より学生の志望に応じて選択できる演習科目を多数配置することで、学生のニーズにこたえ、美術や歴史系、またフィールドワーク等を関連科目に配置することで、文学と隣接する領域を積極的に学ばせ、社会との結び付きを失わせない努力をしている。

美術学科においては、学生のニーズにこたえ、実技系課題の講評の機会を通じて、教員や他学科の学生とのディスカッションの場を設定している。また、希望者に対しては、公募展の見学（日本画）、学内での進級制作展の開催（油画）、工房・工場見学（デザイン）等を行い、作家やデザイナーとして活躍する第一人者を招へいし、講評や講演を行っている。講義形式の科目においても、グループワークやプレゼンテーション等を組み入れ、主体的な学習を求める学生のニーズに配慮している。また、専任教員に加えて学界の第一人者や気鋭の若手研究者を非常勤講師に迎え、最新の研究動向に学生が接する機会を持っている。さらに、授業で制作した石彫を市内の寺院に設置するプロジェクト、地域活性化課題、地域商店街とのコラボレーション企画、課題作品のケーブルテレビでの放映・映画祭での上映等の取組も行っている。

このように、学生の状況に合わせ主体的に学修できるように様々な配慮が行われており、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ、バランスについてその適性のチェックが働いている。調整機関として、教務委員会が重要な機能を果たしている。例えば、専門教育科目、教養教育科目の教育課程変更案がそれぞれのセクションから提出された場合、教務委員会の場において、授業形態から科目ごとの適正定員、教室配当の適正さを審査している。

各学科とも、講義、演習、実習の各授業形態を組み合わせ、内容、時間割の面においてバランスよく配置している。

経済情報学科では、3コースの会議で、適正定員、教室配当、教員配置等を検討し、分割授業や、担当

教員の変更を施すなどして、より実質的な指導体制を実現している。

日本文学科では、講義科目として順に概論、文学史、講読、講義を配置し、演習科目として基礎演習、専門演習を配置し、4年次における卒業論文制作に向けて基礎から専門領域への移行がスムーズに行くように工夫されている。

美術学科においては、時間割配分に工夫を凝らし、学生の集中度を高める努力をしている。月曜日以外の一日の時間割を、午前は講義科目等、午後は実技と分けている。少人数教育を柱としているが、受講者が比較的多い講義形式の科目にあっても、毎時、感想・課題等の作成・提出を求めるなどきめ細かな指導を実現している。必要に応じて個別に指導するなどの配慮も行っている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業を行う期間を年間35週、各科目の授業を行う期間を15週（補講、定期試験期間等を除く。）確保できるよう学年暦で定めている。

学則第37条で、授業科目と単位の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義については、教室内での1時間の講義に対して教室外での2時間の自主学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位としている。さらに、演習については、同教室内2時間に対し、教室外1時間を必要とし、30時間の演習をもって1単位とする。実習については、45時間の実習をもって1単位とすると定められている。

予習・復習の自習時間を確保するため、授業科目履修規程を定めた上、CAP制（年間取得単位数上限：47単位（経済情報学科、日本文学科）、53単位（美術学科））をとり、学生便覧等に明記し、年度ごとのガイダンスで指導をしている。また、予習・復習のための講義資料、参考書やアドバイスのシラバス内提示、電子ジャーナル、教材や講義資料の提供等 e-learning による自宅学習を可能としている。さらに、オフィスアワーを設置したり、チューター制を導入したりし、授業外学習の奨励に努めている。

また、成績優秀者への奨学金制度を設け、表彰することで学生の学習意欲向上に努めている。

このほかに、日本文学科では、小レポートや課題提出状況の成績評価中の比率を4～8割にし、授業外学習を促すよう取り組んでいる。演習形式の授業形態の場合は、1回につき2～3週間を要する情報収集、整理分析、プレゼンテーション準備のプロセスを提示し、授業外での学習活動時間の確保に努めている。

美術学科においては、専門実習科目については午後に授業時間を充て、学生が実技系課題に中断無く取り組むことができるように配慮している。

経済情報学部においては、学修達成度自己評価カルテに予習・復習・課題に取り組んだ時間を記入させているが、記入結果の分析はなされておらず、また、美術学科においては、実習における課題の出来具合から授業外学習時間を推定するにとどまっている。アンケート等による授業外学習時間の定量的な把握が望まれる。

これらのことから、授業外学習時間確保への効果は必ずしも明らかではないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

毎年度、授業計画（シラバス）の冊子を作成し、また、ポータルサイトにも掲載している。ここには、授業科目名、担当教員名、履修年次、単位数、学期、この授業の基礎となる科目、次に履修が望まれる科

目、授業の目的・概要、授業の到達目標、授業の計画（半期全15回の授業内容）、テキスト、参考書、成績評価の基準等、予習・復習のアドバイス、備考欄を設け、各担当教員が記載する方法をとっている。

新年度のガイダンスにおいて、計画的な学習のためにシラバスを十分に活用するように指導をしている。とりわけ、美術学科においては、専門実習科目等について事前あるいは初回授業時にシラバスに基づき、より詳細な課題シートの配布、補足的な課題説明を含むガイダンスが行われている。学生は、主として、履修登録時にシラバスを参照している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、主として、履修登録時に利用されていると判断する。

5-2-4 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

教養教育科目、外国語科目区分に属する「総合英語Ⅱ」を能力別クラスとし、「総合英語Ⅰ」の成績によってクラス編成を定めているほか、リメディアル教育の一環として、すべての学科で入学前の事前学習を課している。

経済情報学科は、推薦入試による入学生に対する入学前の事前学習として、読書感想文と数学問題集を課している。また、入学後は「基礎演習Ⅰ」で、大学での勉強の進め方・文章のまとめ方等を講義、ディスカッション、発表等を含めて総合的に指導している。

日本文学科でも、推薦入試による入学生に対する入学前の事前学習として、2,000字程度の読書感想文を提出させている。入学後も、古典がいずれ必要となる学生を主な対象として、リメディアル講座「かんたん古典入門」を開くなどしている。

美術学科においても、同様に、入学前の事前学習として、小論文のほか、各コース別にデッサンやデザインの課題を課している。入学後は、作品制作に当たっての基礎的な技術等について指導している。また、チューター、実習科目担当教員による個人面談を行い、履修、学習、コース選択等について助言を与えている。

少人数教育を徹底し、すべての学部学科が、入学前の事前学習に積極的に取り組み、入学後も基礎演習をはじめ面談を行うなど、きめ細やかな指導を継続して行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-5 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-6 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）では、「各学部・学科の教育目標に沿って設定された専門教育科目と全学の学生が身につけるべき素養を育むための教養教育科目を履修し、厳格な成績評価を経て所定の単位数を習得したと認められる人について卒業の認定を行い、学士の学位を授与します」

と記載されている。学士課程全体の方針としてよりも各学部・学科の学位授与方針を基盤にして定義されたものといつてよい。現実には、各学科ごとに明確な学位授与方針が掲げられている。経済情報学科では、学部全体の方針を掲げた上で、経済・経営・情報の3コースごとに詳しく明記されている。例えば、経済情報学科経済コースでは学位授与方針を、

「経済コースでは、以下の諸能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した人の卒業を認定します。

- ・全学・全学部共通カリキュラムの履修を通じて、基礎的な学習力を養い、人間・社会・自然に対する探究心と深い理解力を身につけている人
- ・学科における経済・経営・情報3分野の体系的学習を通じて、経済社会・企業社会・情報社会の仕組みを理解し、日本経済・世界経済の現状と動向を理論的に把握できる能力を身につけている人
- ・経済コースの配置諸科目や専門演習の履修を通じて、経済・金融・統計に関する専門知識を習得し、実社会で、それらを基礎に現実の問題や課題を分析し、改善策や解決方法を提示できる能力を身につけている人

と定められている。

同様に、日本文学科、美術学科では、それぞれ3項目にわたる方針が掲げられている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価は、課題作品、筆記試験、レポート及び授業への出席状況等を総合し、10段階評価で行われている。6点以上を合格とし、5点以下を不合格としている。また、10点満点の整数を評語に替えるときは、優・良・可・不可としている。成績通知書には10点満点の整数で通知し、学外への通知は評語で行っている。この制度については、学生便覧及びシラバスに詳細が明記されており、学生に周知されている。また、進級・単位認定の要件等については、新年度ガイダンス等においても改めて説明がなされている。

経済情報学科と日本文学科では、学生の勉学上の動機付けを明確にし、学習の質の向上を図るため、GPAによる成績評価を行い、チューターが学生の学習指導・生活指導をする際にその参考資料として利用している。また、成績優秀学生奨学制度や学長賞の対象学生の選定に利用している。

各科目の成績評価は、所定の成績評価の方法に基づいて、担当教員（1人あるいは複数）が責任を持って行っている。

単位認定についての要件としては、履修登録をしていること、授業時間の60%以上出席していること、認定試験等による判定に合格することとしている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績の評価において、厳正に行われるよう、不正行為防止のための試験監督マニュアルが配布されている。学生の成績記録は5年間、事務局で保存している。

学生からの成績評価に対する疑義申立てについては全学的な制度として導入し、学生が成績に関する疑問を持った場合は、学生便覧に記載の「成績疑義申し立て制度」によって対応している。

成績評価分布の妥当性や科目（教員）間の成績評価の偏りについての検証は行われておらず、今後の検証が望まれる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学則第50条において卒業認定について定めている。卒業に必要な単位数は、124単位である。学生便覧及び各学科のウェブサイト上に、卒業要件及び学位授与方針が明示されている。学科ごとに、卒業研究、卒業論文、卒業制作等が課題として定められ、発表会や口頭試問も行っており、審査が行われている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

当該大学院における教育課程の編成・実施方針については、研究科ごとに定められている。

例えば、日本文化研究科においては、

「・必修の総合科目としてオムニバスの「日本文学・言語文化総論」を置き、日本の文学と言語文化を総合的に捉える視点を養う。

・日本古典文学・日本近代文学・日本語学・漢文学のそれぞれに特講と演習を設けて必修の基幹科目とし、高い専門知識と研究能力を育む。

・その他専門と関連の多数の選択科目を配置し、広い視野と深い学識の養成を図る。

・選択科目の中に「比較文学特論」や「地域文学特論」等を置き、国際文化や地域文化に関する教養の充足を促す。

・徹底した少人数教育と個別の研究指導により、修士論文執筆の力を養成する。」

と定めており、他の研究科においても同様に定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

経済情報研究科は、多様な専門的知識とその実践的活用能力を備えた専門的職業人を養成することに重点を置き、経済系、経営系、情報科学系の3つの分野から構成されている。

日本文学研究科は、総合科目による各分野の方法論、基幹科目による古典文学、近現代文学、日本語学、漢文学を学ぶことを必修としている。さらにその上で専門科目や関連科目を選択し、修士論文の作成に当たらせている。

美術研究科では、基礎理論、専門演習、専門実習が3科目群が設けられている。教育課程の中軸をなすのは、専門実習科目であり、徹底した少人数教育が実施されている。絵画研究分野では、それぞれの媒体の可能性を理論的に考察することも含めて、意識的な制作の場がもたれる。デザイン研究分野の専門演習科目では、デザイン領域に不可欠な関連の新情報を得る機能、また、実社会とのコミュニケーションを補強する機能を果たしている。

授与される学位は、修士（経済情報、日本文学、美術）である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

経済情報研究科は、基礎科目、専門科目のいずれにおいても、経済系、経営系、情報科学系の3分野から諸科目を配置し、これらを組み合わせることで、各自のキャリアイメージに従った履修モデルを選択できるようにしている。すなわち、(1) 経済、経営と地域に力点を置いた履修、(2) 税理士希望者向けの履修、(3) 情報関連企業を志向する者向けの履修、(4) 経営に力点を置いた研究者向けの履修、(5) 経済学に重点を置いた研究者向けの履修の5つのモデルを用意しており、これらは、学生の基本ニーズを踏まえた履修モデル構築として評価できる。

日本文学研究科は、少人数制授業の利を活かし、学生のニーズに応えられる授業展開をし、専門領域に閉じこもることなく広い視野をもった研究が可能となるように配慮している。

美術研究科においては、基礎理論科目、専門演習科目、専門実習科目いずれにおいても少人数制が徹底されており、意見交換や議論の機会が多く確保されている。これは、表現能力の向上を望む大学院学生のニーズに即した授業とみなすことができる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

経済情報研究科では、講義:約70%、演習約30%、日本文学研究科では、講義:約75%、演習約25%、美術研究科では、講義:約30%、演習・実習:約70%と、研究科の特性に合わせた授業形態をとり、指導が行われている。

経済情報研究科は、経済系、経営系、情報科学系の3分野に、基礎科目と専門科目を配置している。また、研究演習は1年次に、研究指導(論文指導)を2年次に、ともに必修科目として配置している。

日本文学研究科では、少人数制授業であることを活かし、演習形式の授業を中心としている上、教員の専門的な指導が直接できる形となっている。

美術研究科においては、専門実習科目を軸に、専門演習科目や基礎理論科目が組み合わせられている。さらに、学生をTAとして積極的に活用し、その経験を通して、学生には、技術や表現手法等についての理解を深め、新たな視点の獲得に寄与させている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業を行う期間を年間35週、各科目の授業を行う期間を15週(補講、定期試験期間等を除く。)確保できるように、学年暦で定めている。

予習・復習のための講義資料、参考書や履修上の注意点のシラバス内提示、電子ジャーナル、教材や講義資料の提供等 e-learning による自主学習を可能とするよう配慮している。

経済情報研究科では、毎授業において、課題を課し予習・復習することを求めている。また、予習・復習のために、教材や講義資料の提供等 e-learning の環境を整えている。

日本文学研究科では、全授業を演習形式で行い、双方向教育を実践している。

美術研究科では、基礎理論科目、専門演習科目、専門実習科目が実質的に連携している。基礎理論科目の一部では、副論文作成の基礎となる指導も行っている。少人数教育を徹底し、また、制作環境については、大学院学生一人一人に十分なスペースを確保し、自主的な学習や制作に対応している。また、早朝や放課後を含む授業時間外の研究室使用も可能としている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、担当教員等の基本情報のほかに、授業のテーマと目標、授業内容と計画、成績評価の方法、教科書・参考書、履修上の注意が記載されており、ポータルサイトに閲覧可能となっている。

また、新年度のガイダンスを含め、初回授業時等に各学生に対して、授業計画について詳細な説明がなされている。

学生は、履修登録の際や受講の参考資料として、シラバスを利用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、履修登録の際等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

経済情報研究科においては、学生1人に対して1人の指導教員を定め、研究指導を行っている。修士論文の審査については、指導教員を主査とし、研究科担当教員2人を副査として審査している。

日本文学研究科においては、1年次年度始めに指導教員を確定し、研究計画書に基づき研究指導（論文指導）を行っている。2年次においては、修士論文中間発表会を課し、修士論文提出後には、主査1人、副査2人を置く口頭試問を行っている。

美術研究科においては、学生が年度始めに作成する研究計画書を基に、指導教員との意思疎通を図って研究が進められている。さらに、分野外の教員も含め、指導担当以外の教員から指導を受けることができる環境が整っている。また、卒業制作を補完する副論文の作成指導については、基礎理論科目を担当する専任教員が行っている。

研究・作品制作に係る倫理面の指導については、日常の研究室活動を通じて実施している。一部の研究科においては、日本学術振興会の「声明：科学者の行動規範（改訂版）」を指導の際の資料として用いてい

る。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-1① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院課程における学位授与方針は、各研究科において定められている。例えば、経済情報学研究科においては、

「経済情報研究科は、本研究科の教育目標に到達した、以下の要件を満たす学生に対して「修士（経済情報）」を授与します。

- ・ 所定の期間在学し、修了に必要な授業科目を履修して基準となる単位数を修得した人
- ・ 修士論文を作成・提出し、その審査・口頭試問に合格した人
- ・ 経済学・経営学・情報科学に関する高度な専門知識や研究方法を修得し、国際的な視野の下、幅広い知見と高いレベルの問題処理能力を発揮して、社会の諸領域で高度職業人、専門的職業人、研究者として活躍できる能力を身につけた人

と定められている。日本文学研究科、美術研究科においても、同様に定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-1② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価は、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（60点未満）の5段階で行っており、可以上を合格としている。

成績評価基準については、研究科別に学生便覧、ウェブサイト上等で明記し、新年度ガイダンス時にも学生に周知を図っている。

経済情報研究科及び日本文学研究科においては、各科目の成績評価は、筆記試験、レポート、論文、演習発表の成果で行っている。

美術研究科では、専門実習科目を中心として、課題や学期ごとに複数の教員による講評を行うことを研究科として策定している。基礎理論科目においては、担当教員が責任をもって成績評価を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-1③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

美術研究科では、専門実習科目及び修了制作については、課題や学期ごとに複数の教員（必ず3人以上又は分野の全教員）による講評を行うこととしている。

学生からの成績評価に対する疑義申立てについては全学的な制度として導入し、学生が成績に関する疑問を持った場合は、学生便覧に明記している「成績疑義申し立て制度」に基づき、疑問を問いただせるようにしている。学生から教務係に申立てがあった場合には速やかに担当教員に照会され、採点ミスや転記ミス等があった場合には成績評価を訂正することとなっている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

経済情報研究科においては、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ修士論文を提出した者に対し、主査1人、副査2人からなる審査会において、学位論文評価基準に従って論文審査を行い、その後、口述試験を主とする最終試験を行い、修了判定を行っている。

日本文学研究科においては、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ修士論文を提出した者に対し、主査1人、副査2人からなる審査会において、学位論文評価基準に従って論文審査を行い、口頭試問を課した上で修了判定を行っている。

美術研究科においては、修了制作評価基準（副論文評価基準を含む。）に従って、修了制作及び副論文に係る審査を行っている。修了制作については、複数教員（必ず3人以上又は分野の全教員）での審査を研究科として行っている。副論文の審査に関しては、指導担当教員が主査として、基礎理論科目を担当する教員が副査として審査を行っている。

学位論文審査基準・修了制作評価基準（副論文評価基準を含む。）はウェブサイトに掲載され、学生に周知されている。なお、学位論文等の審査に当たっては、他の研究者の成果が適切な形で引用されているかなど、研究倫理面からも審査している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 推薦入試による入学生に対して入学前の事前学習を課し、それに対して指導を行っている上、入学後も基礎から学生が十分に学習し成長できるよう、少人数教育ならではの一人一人の学生に対するきめ細やかな指導をすべての学科が組織的に行っている。
- 平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「無数のキャリア演習で無限の可能性を！」においては、既存のキャリア教育に加え、地元企業との産学連携により、入学から卒業までの間を通じた全学的かつ体系的な指導を行う制度を構築し、支援期間終了後も、社会人基礎力を高める教育課程を加え、実施している。
- 文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に平成24年度に採択された「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（幹事校：島根大学）においては、中国・四国地域の12大学と産業界等との連携を基に同地域におけるインターンシップの取組拡大を目的とした大学の教育改善・充実体制整備を図り、また、平成26年度にも「中国・四国圏域での産官学協働によるインターンシップ等の推進」（幹事校：島根大学）が採択され、インターンシップの取組拡大、実践的教育プログラムの開発等によるキャリア教育の質の向上を図っている。

基準6 学習成果

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。
--

【評価結果】
基準6を満たしている。
（評価結果の根拠・理由）

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

学士課程の標準修業年限卒業率は88.7%、標準修業年限×1.5年以内の卒業率は92.8%、修士課程の標準修業年限修了率は85.7%、「標準修業年限×1.5」年以内の修了率は88.5%となっている。

経済情報研究科において、税理士志望の修了生の多くが、税理士試験の試験免除制度を利用して税理士の資格を取得している。

日本文学科及び研究科では、学部3年次、大学院1年次に課している研究発表会において優秀であった学生に当該大学の学会で発表させている。また、学会発表をした者を含め、多数の学部学生及び大学院学生が当該大学学会誌に投稿し、研究論文を発表している。卒業論文、修士論文の成果もこの学会誌に発表されることもあり、学会から評価されている。また、日本文学科では、平成26年度に教育職員免許状を延べ7人（中学校教諭一種免許（国語）：3人、高等学校教諭一種免許（国語）：4人）、学芸員資格を9人が取得している。

美術学科及び研究科においては、日常的に作品の制作過程を把握することにより、入学・進学時と比して学部・大学院ともに総じて知識・技能・態度等の点において、学習成果が上がっていることが確認されている。このことは、附属美術館で開催されるカリキュラム展、デッサン展、大学院進級制作展等においても確認することができる。また、美術学科では、平成26年度に教育職員免許状を延べ22人（中学校教諭一種免許（美術）：9人、高等学校教諭一種免許（美術）：13人）、学芸員資格を17人が取得している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学習の達成度や満足度を点検し改善するために、全学において、学生による授業評価（15項目及び自由記述）を前期、後期の年2回実施している。平成26年度の実施結果については、授業に対する総合評価（設問：授業に対する総合評価をしめしてください。）は、5段階で総合平均値は3.9であり、学習に対する学生の自己評価（設問：授業における予習、復習や受講態度などを総合してあなたの自己評価をしてください。）は、総合平均値で3.7となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。
--

平成26年度において、経済情報学科では、就職を希望する学生の90%超が就職している。大学院への

進学率は約4%である。

日本文学科では、就職を希望する学生の約80%程度の就職率であるが、教員や司書等専門職を目指す学生もおり、卒業後に採用が決まる例も多い。また、一般企業に就職する学生も多い。大学院への進学率は約4%である。美術学科では、就職を希望する学生の約75%程度の就職率であるが、卒業・修了後、院展、国展、県展、シェル美術賞、ワンダーウォール展、VOCA展ほか種々の公募展への入選者を輩出している。就職については、一般企業に就職する者のほか、学部で培った専門的技能を必要とされる職に就く者も多い。また、教育職員免許状、学芸員資格の取得を活かして卒業・修了後に各分野で活躍している者も少なくない。大学院への進学率は約20%である。

全学部の就職先の業種に関して、卸・小売、金融、製造が約5割、情報通信、公務、サービス、教育関連まで含めると約7割を占めている。経済情報学科では、卸・小売業や金融・保険業、製造業、情報通信業への進出が目立ち、日本文学科では、卸・小売業、製造業（印刷業を含む。）、教育関連への進出が見受けられ、美術学科では、デザイン力や映像制作力が活かせる広告業、TV番組・CM制作業、出版業（これらは情報通信業に分類されている。）への進出が見られる。

全学部の地域別就職状況については、広島県及び岡山県内への就職者が、それぞれ、約34%、及び12%であり、中国・四国地域全体への就職者は約50%を占めている。このことは、当該大学が広島県尾道市に所在する公立大学であり、中国・四国地域出身の学生数が多いという背景から、地元（中国・四国地域）の発展に貢献できる人材を育成している成果である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業生向けアンケート（回収数:33人）及び企業向けアンケート（回収数:44社）を実施している。

卒業生向けアンケートにおいては、授業に関する評価、及び学生生活や進路についての満足度について、4段階評価で回答を依頼している。その結果、回収数は少ないものの、授業科目の社会生活や仕事における有用性については肯定的な回答が約67%、学生生活全般における満足度については、肯定的な回答が約91%、また、現在の進路に対する肯定的な回答が約76%であった。

企業向けアンケートにおいては、当該大学から入社した新卒人材に対し資質・能力（15項目）に関し、「問題を感じるか否か」の回答を依頼している。その結果、「問題を感じる」への回答数が多く、かつ「問題を感じない」への回答数が少なかった項目として、「言われる前に自ら考えて行動する」「プレゼンテーションや討論の基本的な技術を身につけている」「外国語の運用能力を実用レベルで身につけている」が挙げられている。しかし、その他の項目では、当該大学から入社した新卒人材に対する資質・能力について、「問題をあまり感じない」「問題をほとんど感じない」という回答が多かった。同アンケートでは、当該大学から入社した新卒人材への満足度等についても回答（5段階）を依頼している。その結果、肯定的な回答が約85%であった。

これらのことから、一部に今後改善すべき点があるものの、学習成果が上がっているものと判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 中国・四国地域への就職者が約50%を占めており、地元の発展に貢献できる人材を育成している。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
- また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

校地面積は48,306㎡、校舎等の施設面積は15,351㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

美術学科、美術研究科の学生が中心となる美術実習活動においては、専門の施設が必要であるが、キャンパス内に塗装実習室、彫刻実習室、木工実習室、金工実習室が整備されており、学生はこれらの施設を有効に活用し、学習に専念している。

運動施設、課外活動施設としては、第1体育館、第2体育館、第1グラウンド、第2グラウンド、テニスコート、第1クラブ棟、第2クラブ棟があり、19の体育会系クラブと18の文化系クラブ、そして11の同好会の活動拠点になっている。学生会館には、学生食堂のほか、ミーティングルーム、学生ラウンジ、多目的教室、課外教室、茶室があり、課外活動や学生の交流の場として機能している。

多くの施設が新耐震基準の下で建設されている。一部に耐震基準をクリアしていない施設もあるが、更新する方向で検討している。

バリアフリーへの対応として、平成26年春に完成したE棟は大学の正門から事務局カウンターまでフラット化し、点字ブロックで誘導している。校舎内はエレベーターに車いす使用者用ボタンや点字表示があり、ユニバーサルデザインを採用している。センサー付き照明や階段も手すりをつけており、移動が楽にできるように配慮されている。また、自動点灯のトイレ、オストメイト対応の多機能トイレを採用した身体障害者用トイレを設置している。附属図書館を含めその他の校舎もエントランスにスロープがあり極力段差を排除しているほか、エレベーターも設置してあるので、キャンパス内での移動がスムーズにできるようになっている。また、E棟は2階から4階までの各階にラウンジ、4階にはテラスがあり、学生が学習したり交流したりする場として活用している。

キャンパスは自然に恵まれた場所にあり、キャンパス内には水辺に多くのテーブルやベンチを配置しており、学生の憩いの場となっている。キャンパス前のバス停は広く整備され、交通の面でも学生の通学を安全に快適に行えるように配慮している。

防犯面では、E棟1階に守衛室を設置し、夜間、休日は、警備委託による保安を行っている。1時間ごとに全キャンパス内を巡回し、施設の施錠、火災・盗難防止等保安確認を行っている。また、個人情報等の保管場所にはセキュリティシステムによる保安を行っており、防犯体制を確立している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

SINETへ接続し、高速インターネット通信を提供している。有線LANや無線LANを利用して、すべての大学構成員が利用できるように整備している。

情報処理研究センターに専任職員1人、臨時職員1人を配置し、情報システムやICT環境の管理・運営・運用業務を行っている。また、情報システム保守業者より毎週火・木曜日の2日間、1人が常駐SEとして、管理・運用業務の支援を行っている。また、長期休暇期間以外は、学生アルバイト（常時1人）が9時から20時までシステム運用の補助業務を行っている。

有線LANは、講義室・演習室・研究室・会議室等、ほぼすべてのエリアでギガビット通信が可能で、主に教職員が利用している。MACアドレス認証によるセキュリティレベルの向上がなされている。無線LANは、有線LAN同様ほぼすべてのエリアで可能で、全構成員が利用できるように整備している。また、検疫システムの導入により、パソコンのセキュリティパッチやウイルス対策ソフトのチェックによるセキュリティレベルの向上がなされている。

平成25年度から経済情報学部がノートパソコンを必携としたことにより、コンピュータ実習室での実習から、パソコンを設置していない講義室で学生個人のパソコンを使う形式の実習への移行を進めている。そのため、座席数分の無線LANを利用できるよう設備を強化した教室を、5教室（うち3教室については、全座席に卓上コンセントを設置）整備した。また、必携パソコンで演習を行うに当たり、最低限必要なソフトウェアについては、大学ライセンスを提供している。インストール手順や設定方法については個別に作成し、情報処理研究センターのウェブサイトから閲覧できるような環境を提供している。

学生が利用できるパソコンを整備したコンピュータ実習室（パソコン：197台）を設置しており、履修内容の深化を図るべく豊富なソフトウェアを活用して演習やインターネット等を利用した情報収集を行うことができる環境を提供している。また、一部特殊で高額なソフトウェアについては、仮想端末（仮想デスクトップ）にインストールし、コンピュータ実習室や個人パソコンからアクセスできるように整備している。

ポータルシステムを通じて、履修登録、休講情報や就職支援に関する情報の閲覧、授業資料の展開、成績や健康診断結果閲覧等、在学中に必要な手続きをウェブブラウザ上で実施できる環境を整備している。また、他システムとの連携により、電子メールの閲覧や図書の貸出等の利用が可能な環境を提供している。これらの学内システムについては、学内で利用することが基本となるが、自宅等の学外からでもリモートアクセスシステムを使い安全に利用できる環境を提供している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館では、図書・雑誌を集中管理し、学術資料を有効活用する基盤になっており、開館時間は、平日が8時45分から20時まで、土曜日が8時45分から17時までである。平成26年度末現在で図書162,697冊、雑誌336種、視聴覚資料2,848点を備えている。図書資料は、図書館運営委員会を通じて各学部学科の要望を踏まえ、体系的に収集し、適切な蔵書構成を図っている。また、尾道関連コーナーを設置し、図書を中心に資料を収集して地域的特色を持たせている。閲覧席は150席をそろえて学生の自主学習や学外者の利用に供している。平成26年度の貸出実績は、12,795冊である。

平成22年度から、館内の掲示板に読んだ本の感想等を記入して貼り付け、読書推進をする「おすすめ

本読書カード」のコーナーを設置している。

広島県立図書館や尾道市立中央図書館等の県内公共図書館とも相互貸借を行っている。

特色ある貴重資料としては、「下垣内文庫（芸備近世俳諧資料：3,093点）」を所蔵している。また、前身である尾道短期大学一期生で、多数のテレビ番組を手がけた脚本家・高橋玄洋氏の著作、脚本、絵画等872点を展示する「高橋玄洋記念室」もあり、広く一般に公開している。

電子ジャーナルやデータベースを導入し、ウェブサービスの充実を図っている。電子ジャーナルについては、新たなものを導入し、データベースについても、同時利用ユーザー数の追加や、オプション追加等を行い、学内者のニーズに対応している。

学術情報リポジトリについては、HAR P（広島県大学共同リポジトリ）に平成20年度の立ち上げ時より参加し、学内の研究成果物を公開している。平成26年度末時点で、紀要論文を中心に1,205件のデータ登録数があり、平成26年度のアクセス数は26,015件で、ダウンロード数は72,964件であった。また、貴重な芸備地方の近世俳諧資料のコレクションである下垣内文庫のデジタル化にも取り組み、平成26年度末時点で151件の登録数がある。

学科構成や教育課程を考慮し、長期的展望に立って広く体系的に資料を収集し、学問の動向に留意しながら適切な蔵書構成を図っている。また、電子ジャーナル、データベース等の電子媒体の学術資料の整備も進めている。

また、学生からの要望である視聴覚資料の充実や、ラーニングコモンズといった、他大学の取組で効果の高いものについては、今後、導入を検討している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館の閲覧席は150席設置してあり、学生の自主学習の場として機能している。E棟には教室のある2階から4階まではラウンジとテラスがあり、講義で使用していない教室とともに学生の自主学習等の場となっている。また、CG実習室や教室等は早朝、放課後等の使用も可能であり、自主学習等の場として利用されている。

日本文学科及び日本文学研究科では、共同研究室が設けられている。

美術学科及び美術研究科においては、学部学生・大学院学生に割り当てられる制作環境の面において1人当たりの専有面積を広くとり、自主学習の環境を整えている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対する全体オリエンテーションで教務委員長から学生生活全般に関する説明とともに教育課程の概要について説明を行っている。その後実施される学科ごとのオリエンテーションで各学科の教務委員等から、授業科目の履修の流れや注意事項が示され、コース制を採用している学科では各コースの概要やコース選択において留意すべき事柄を説明している。個別の質問等に対しては各チューターが対応しており、学生の興味や関心に応じた授業科目やコースの選択の相談に応じている。

また、2年次生以上についても、学科ごとのオリエンテーションを年度始めに実施しており、学年に応じた説明を行っている。チューターが学生の単位修得状況や興味・関心、進路の方向性に応じた授業科目やコース選択の相談に応じている。

大学院課程においても、新入生に対し、授業科目の選択や履修の方法、研究指導の進め方等について、説明している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

全学生に対し、ポータルで学期ごとに「学生による授業評価」を行い、その結果を担当教員をはじめ、学科長、学部長、学長に報告し、これに基づき学習支援に関する学生のニーズ把握と指導、助言に努めている。

また、学生支援機能の充実を図るため、全学部学生に対してチューター制を導入している。これは4～10人前後の学生を1グループにして1人の教員が担当し、学生の支援を行うものである。学生の履修状況等をポータルを通じてチューターが確認し、状況が思わしくない学生を早期に発見して個別指導する体制を整えている。さらに、経済情報学部を中心に、学修達成度自己評価カルテに、毎学期、学修の自己診断を記入させることにより、学生自らの学びの振り返りを促すとともに、これを基にチューターが学修指導を行っている。

全学部学生の保証人へ学業成績通知書を送付している。

大学院については、指導教員による指導体制を確立しており、オフィスアワーを設けるなどして、大学院学生からの学習相談等に個別に対応している。

外国人留学生に対する学習面での支援、特に講義形式の授業内での日本語理解へのサポートは重要であり、新入生について学生チューターを配置し、マンツーマンで対応している。

身体障害や既往症を持つ学生等特段の配慮が必要な者については、教職員間において情報を共有化し、対応している。また、大学施設について、可能な限りバリアフリー化やユニバーサルデザインを導入するなど、努力を払っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

クラブ・同好会は、設立申請書を学生の自治組織である学友会に提出し承認を受けることで結成されている。課外活動は学生の自主的な活動ではあるが、大学として教育の重要な一環と考え、環境整備や活動費の助成に努めるとともに、1人以上の教職員が参与としてクラブ・同好会に加わり、助言を与えている。現在、19の体育会系クラブと18の文化系クラブ、そして11の同好会が活動している。

競技会やコンテスト等で顕著な業績を挙げたり、活動が高く評価された団体や学生に対しては学生表彰規程により表彰するとともに、大学の後援会による課外活動支援が行われている。

尾道の魅力を新たな創作作品によってさらに輝かせるというコンセプトの下に、平成18年度から、日本文学科学学生が尾道を舞台とした物語を執筆し、美術学科学学生がそれに絵をつけて、創作掌編集『尾道草紙』を制作している。『尾道草紙』本編を年1回制作して平成26年度で第10号に達したほか、尾道の有名

なお祭りを主題とした『別冊尾道草紙 尾道ベッチャー祭り』も刊行している。また、尾道市立中央図書館から、地域への誇りと愛着を育む手段として活用したいとの依頼により、平成22年度から『尾道民話紙芝居』を制作している。地域に伝わる民話やお祭りをテーマに、関係者に取材して日本文学科学生が文章、美術学科の学生が絵を担当し、平成26年度までに19作品を完成させている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

常勤の保健師1人を医務室に、非常勤のカウンセラー1人を学生相談室に配置し、非常勤の学校医（産業医兼務）にも助言を受けながら、応急処置、保健指導、心身の健康相談、生活相談、カウンセリング業務を行うなど、学生の健康には特別の注意を払っている。入学時ガイダンスに加え、学生便覧、掲示板、ウェブサイト等で広く相談活動について周知を図っている。学生のみならず保護者からの相談にも対応し、教職員の連携・協働に基づくきめ細かな相談活動を行っている。近年、軽度発達障害の可能性のある学生が発達上の問題からおこる困難や二次的な精神症状を呈しているケースが増えている。自ら相談に来ないケースでは、学内での情報交換によって、相談のきっかけ作りをしたり、カウンセリングで困り感の軽減や症状の治療等、学生本人のみならず、カウンセラーからチューターへのコンサルテーションを行っている。

学生には、年に1度、外部から専門家を招いて、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等について講演会を行っている。ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の問題が発生した場合には、ハラスメント相談員が中心となって対応できる体制が整備されている。相談を受けた場合に的確に助言が行えるよう、ハラスメント相談員及びハラスメント調査委員向けの研修会、並びに教職員向けの研修会を、それぞれ外部から専門家を招いて行っている。

また、安全で安心できる学生生活を送るためのガイドとなるように、「学生の危機対応マニュアル」を作成し、ウェブサイト公開し周知啓発している。

就職進路については、キャリアサポートセンターが企業情報や就職情報を提供することと合わせて、就職ガイダンス、就職実戦講座（自己分析・履歴書の書き方、ビジネスマナー等）、業界研究セミナー、適職適性テスト、面接対策講座、就職筆記対策講座等を開催するとともに、専門のキャリアカウンセラーによるエントリーシートや履歴書の添削、面接練習を含む個別進路相談を行っている。キャリア開発委員会は教員と職員で組織しており、地元企業との懇談会を行ったりして進路支援体制の充実を図っている。

また、国家資格等の就職活動でアピールできる実務的な資格を取得した学生に対する奨励金制度を設けており、積極的な資格獲得の支援を行っている。

留学生に対する生活支援等は、国際交流センターや事務局学務課が中心となって行っている。また、学生による留学生チューター制度を設け、より身近な立場での支援を行っている。

平成27年度現在、身体障害のある学生は、病弱、視覚障害、聴覚障害である。支援の必要な学生に対しては、医務室、学生相談室、学務課等の部署や、学科、チューター間で情報共有し、共通認識の下に連携を図って支援している。ハード面の支援については、送迎用の駐車スペースの確保や多機能トイレ、エレベーター、点字ブロック等バリアフリー対応のユニバーサルデザイン仕様を採用した施設・設備の整備を行っている。ソフト面の支援については、面談等により学生から必要な支援について聞き取りを行い、必

要に応じた支援を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

平成 27 年 5 月 31 日現在において学生の約 52%が日本学生支援機構の奨学金制度を利用し、奨学金の貸与を受けている。また、日本学生支援機構奨学金以外の地方公共団体、民間団体等の各種奨学金についても募集の依頼があったものについては、その都度掲示し学生の経済面の援助に努めている。

大学独自の奨学金制度としては、学部の 1 年次生、2 年次生及び 3 年次生を対象として、学業成績が特に優秀な者に対して年額 10 万円の奨学金を給付する「成績優秀学生奨学制度」や在学時に国家資格等を取
得した者に対する奨励金を給付する「資格取得奨励金給付制度」もあり、学生の勉学や資格取得を経済的に援助している。

さらに、経済的事情により修学が困難となった学生に対する支援を目的とした「尾道市立大学奨学会制度」を設けている。また、やむを得ない事情により授業料の納付が困難になった学生のために授業料減免制度も設けている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学修達成度自己評価カルテに、毎学期、学習の自己診断を記入させることにより、学生自らの学びの振り返りを促すとともに、これを基にチューターが学習指導を行う、経済情報学部を中心とする取組は、特長のある学習支援となっている。
- 課外活動として、日本文学科と美術学科の学生が共同で、創作掌編集『尾道草紙』や『尾道民話紙芝居』を制作し、自己の研さんに役立てるとともに、地域の保育所、学校、福祉施設等で活用している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価委員会では、学長をトップとして、自己点検・評価の基本方針及び実施計画の策定に関する事項、あるいは実施、さらには公表に関わる一連の事項を扱っている。教育の取組状況や大学の教育を通じての学習成果に関する自己点検・評価については、教務委員会と各学部・学科を主体として行われている。

経済情報学科では、学期末に実施する授業評価アンケートの集計結果を基に、教員各自が自己点検・評価し、教育内容を改善している。また、経済・経営・情報の3コースごとに、学習成果についての反省を行い、経済コースは「地域経済史」、経営コースは「財務会計論」、情報コースは「情報基礎理論」の科目を追加するなど、教育課程の変更を通して教育の質の改善・向上を行っている。

日本文学科では、毎月の学科会において「教育研究上の課題」「学生の動向」の2項目を審議事項に置き、情報交換し、また、教育の質の改善・向上を図っている。

美術学科及び美術研究科においては、少人数教育の展開・徹底により、学生が身に付けた学習成果について各教員がより詳細に把握できる環境が整っている。

しかしながら、これら各学部・学科等で実施された自己点検・評価において見いだされた課題を全学で共有し、実際の改善活動に結び付けるための全学的体制が十分に整備されているとはいえ、今後の整備が望まれる。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制がおおむね整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的に継続的に適切な形で活かされているか。

各学部学科で授業評価アンケートが実施されている。経済情報学部、芸術文化学部日本文学科においては、ポータルサイトにてアンケートに回答する仕組みがとられている。回答は集計され、結果が担当教員ほか、学科長、学部長、学長に報告され、改善・向上に向けて取り組んでいる。一例として、教養教育の授業評価アンケートで、外国語（英語）のより高度な授業を求める意見を受け入れ、習熟度別クラス編成による授業を行っている。しかし、授業評価アンケートの結果は学生には公表されておらず、改善が必要である。

学生生活関連にかかる学生からの要望を吸い上げる場としては、学友会主催の学生連絡協議会がある。学生からアンケートを取り、そこで挙げられた意見を大学に伝えている。授業のクラスサイズの適切化、図書館の開館時間の延長等、教育の質改善に関わる要望がこのような場を通して出され、実現に結び付いている。

教職員からの意見を聴取する場として教職員連絡協議会等が設けられているが、個々の教職員からの要望は学部学科を通して取り上げられるケースが多い。全学禁煙化はこのような要望から実現した例である。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、学生へ授業評価アンケート結果の公表が行われていないものの、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

キャリアサポートセンターにおいて、企業訪問時の意見聴取や企業向けアンケートを行い、教育の質の向上や改善に反映している。企業の当該大学卒業生への評価については、おおむね肯定的な回答が得られている。その一方で、「行動力、プレゼンテーション能力、外国語の運用能力の実用レベル」では、企業アンケートでは不満が述べられている。これに対して、自ら問題を発見し、解決法を提案し、その結果について報告や議論する形式による「キャリア形成入門」を新設するなど、改善に努めている。また、「外国語の運用能力」を身に付けることについては、既に実施している、TOEICに関する資格取得奨励金及びアメリカへの短期留学制度（1か月や1年）を更に周知徹底し、学生の英語教育への関心を高めるように努めている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を適切に実施するため、自己点検・評価、研究推進委員会を主体に、授業評価アンケート、公開授業、FD講習会を実施している。

公開授業では、授業後に、レポートやディスカッションを行い、プレゼンテーション技法、授業準備、個別の指導方法等の具体的な課題についての情報交換を行っている。

全教員を対象としたFD研修会を年1回程度開催し、平成26年度は41人の教員が参加している。また、新任教員の研修とフォロー事業も実施している。事務的なものとしては、事務・情報処理研究センター・図書館に関連するガイダンスを行っている。教育関係については、各学部・学科で事情が異なるが、例えば、日本文学科では、学科内の専門分野の近い教員とのペアリングをし、新年度ガイダンスに関わるチューターグループミーティング等を合同で実施している。小規模で、学科内の教員の専門分野に大きな隔たりがないという大学の特徴から、互いの授業内容や実践についての情報交換が日常的な学科会議レベルで可能になっており、授業の内容を日々交換し合い、授業を相互に観察しながら、日常の中のFD活動を重ねている。

授業準備や授業運営に関して、教員間で情報を交換し研さんできる場として、ファカルティラウンジの有効活用にも努めている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者、教育補助者である、教務系職員を対象とする、教育活動の質向上を図る研修等は、OJT (On the Job Training) を中心に行っている。

授業補助者としてのTAについては、必要頻度の高い美術学科に主に配置されており、指導育成については個別の教員レベルでの対応にとどまっている。

教育支援者及び教育補助者（TAや助手）に対する教育活動の質向上を図るための研修や、組織的取組については課題を残している。教務係としての学生対応の課題を把握する（職員からの聞き取り及び学生からの意見聴取）とともに、教職員一体となった課題意識の共有と改善活動の推進が求められる。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組がおおむね適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学友会主催の学生連絡協議会が設けられており、教職員・学生相互の意見及び情報を交換し、学生生活の充実を図るため必要な事項を定例的に協議している。
- 互いの授業内容や実践についての情報交換が日常的な学科会議レベルで可能になっており、授業の内容を日々交換し合い、授業を相互に観察しながら、日常の中のFD活動を重ねている。

【改善を要する点】

- 授業評価アンケートの結果が学生に公表されていない。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 2,951,941 千円、流動資産 255,690 千円であり、資産合計 3,207,632 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 520,980 千円、流動負債 169,923 千円であり、負債合計 690,903 千円である。これらの負債のうち、長期及び短期のリース債務 206,284 千円を含んでいるものの、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である尾道市から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。なお、当該大学は、公立大学法人に移行した平成 24 年度から 3 年間の状況によると、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 24～29 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、経営審議会及び理事会の議を経て決定し、尾道市長へ届出を行っている。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 1,272,568 千円、経常収益 1,311,867 千円、経常利益 39,298 千円、当期総利益は 39,226 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 179,973 万円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たり、教育研究活動予算については、予算編成方針に基づき、学部学科長、研究科長及び委員長等からのヒアリングを行い、年度計画予算案を財務委員会で取りまとめ、経営審議会、理事会の審議を経て理事長が決定し配分している。このうち教員研究費については、基礎研究費部分と学長裁量教育研究費、研究成果助成等学内の競争的研究資金部分により構成され、活動実績等業績の高い教員には研究費が重点配分されることとして、教員へのインセンティブ向上を図っている。

また、施設や実習機器の整備等の一部には目的積立金を充当している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事の意見を記載した書面が、経営審議会、理事会の承認の上作成され、設立団体の長である尾道市長に提出しており、当該財務諸表等については、尾道市公立大学法人評価委員会の審議を経て、尾道市長の承認を受けている。

財務に関する会計監査については、地方独立行政法人法、当該大学の規程に基づく監事による監査及び設立団体である尾道市の監査事務局による出資法人監査を実施している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理組織として、理事長（学長兼務）、常勤理事 3 人（うち 2 人は副学長兼務）、非常勤理事 2 人からなる理事会のほか、地方独立行政法人法に基づき、理事長、常勤理事 2 人、非常勤理事 1 人と学外有識者 2 人からなる経営審議会、並びに理事長、常勤理事 2 人（副学長兼務）、非常勤理事 1 人と部局長等の教員 6 人からなる教育研究審議会を設置している。それぞれの組織の機能は、定款等により審議事項として定められている。

管理運営に携わる事務部門として事務局を設置し、2 課 1 室 1 センターで組織している。これらの事務組織には、常勤職員 21 人、非常勤職員 11 人、計 32 人を配置し、それぞれの事務分掌に応じ、連携を取りながら業務運営を行っている。

また、危機管理体制については、危機管理規程を定め、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長、事務局総務課長、事務局学務課長等で構成する危機管理対策会議を設置し、危機管理に関する基本方針、危機管理体制、危機管理教育・研修・訓練を審議している。また、教育、研究、社会貢献等の諸活動において、その円滑な遂行に支障を生じることが想定される大規模な災害、各種の事故・事件等様々

な事象に伴う危機に迅速に対応するため、緊急時には、危機管理対策本部を設置し、危機に係る情報収集及び分析、必要な対策の決定及び実施、情報提供等緊急時の対応に当たる体制を整備している。

想定される危機管理の種類、当該大学の危機管理の基本的な対応を定めた危機管理総合マニュアルを策定し、個別の危機に対して、内容に応じて具体的対応を詳細に定めた個別マニュアルを作成している。海外語学研修におけるリスク管理・危機管理については、マニュアルを作成するとともに、事前学習により緊急時連絡先・対応等について周知を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

各学部教授会及び各委員会において、教員の意見やニーズを把握し、教育研究審議会及び理事会の審議を踏まえ、管理運営が適切に行われるよう企画立案等に反映している。

職員に関しては、各所属長で構成する事務局会議で意見等を把握・集約し、企画立案等に反映している。

学生に関しては、学生代表との協議の場である学生連絡協議会において、教職員・学生相互の意見及び情報を交換し、学生生活の充実を図るため必要な事項を協議する場を定例的に設けている。

学外関係者については、理事会の学外理事2人は経済界及び他大学の有識者により、経営審議会の学外委員4人は各種分野の外部有識者により、教育研究審議会の学外委員は他大学の有識者により構成しており、それぞれの専門的な観点からの意見・助言を管理運営に反映している。また、毎年度、尾道市公立大学法人評価委員会による業務実績評価を受け、各種専門家からなる委員の意見・助言を得た上で、これを管理運営に反映している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

地方独立行政法人法、監事監査規程に基づき、2人の非常勤監事（税理士、弁護士）が、毎年度、業務の合理的かつ効率的な運営を図るための業務監査と、会計経理の適正を期するための会計監査を実施している。非常勤監事は、それぞれの専門分野を活かして、業務監査及び会計監査を実施し報告するとともに、必要に応じて適切な助言を行っており、これらの報告、助言は、適切な大学運営のために活用していることから、監事は適切な役割を果たしている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-2④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

尾道市との人事交流職員及び法人採用職員に関して、尾道市職員を対象とした研修に参加し、能力向上のための研修、職位ごとに行われる研修等により資質の向上を図っている。また、法人内で行う新規採用職員のための研修、能力向上のための研修プログラムのほか、他機関での研修に参加し、資質の向上を図っている。

管理運営者に係る研修については、公立大学協会が実施する研修に参加し、資質の向上を図っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

当該大学の活動については、地方独立行政法人法に基づく中期計画に登載し、同計画に基づき教育、研究の各業務、業務運営の改善・効率化、財務内容の改善、施設設備の整備・活用等に取り組んでいる。中期計画及び年度計画の実績は、自己点検・評価、研究推進委員会、理事長、役員、関係教職員で構成される中期計画進め方会議、教育研究審議会、経営審議会及び理事会において自己点検・評価を行った上で、自己評価結果を付した業務実績報告書として取りまとめ、尾道市公立大学法人評価委員会に提出している。

毎年度実施する業務実績に係る自己点検・評価は、各計画事項の担当部署が、当該計画事項の進捗の評価に適した指標のデータに基づき、部局長、役員等と協議しつつ実施した上で、その根拠を明記した評価結果案を作成し、これを自己点検・評価、研究推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び理事会において、検証することにより、自己点検・評価の結果を確定している。

また、大学機関別認証評価に係る自己点検・評価についても、毎年度実施している業務実績に係る自己点検・評価と同様の体制で行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

自己点検・評価である業務実績報告書については、毎年度、尾道市公立大学法人評価委員会による法人評価を受けている。

平成20年度には、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

尾道市公立大学法人評価委員会に学長、副学長等が出席するとともに、同委員会による評価結果は、理事会、経営審議会等においてそれぞれ報告し、学内に周知を図っている。また、学内関係者にフィードバックした課題のあるものについては、その原因の分析、改善方策の検討を行い、活動の改善を図るとともに、翌年度以降の年度計画の内容・取組手法に反映している。

平成20年度に受けた大学機関別認証評価において改善を要する点と指摘のあった「経済情報学部教員の年齢構成はバランスが取れているとはいえない。」については、新規採用時、年齢構成に配慮し、採用したことにより、おおむねバランスが取れている。「各学科の人事関連規程は制定されているが、全学的な観点からの整備と運用が十分とはいえない。」については、公立大学法人化を契機に、新たに規程を整備するとともに、全学の教員人事委員会及び職員人事委員会を設置し、人事案件の審議を行っている。「大学院の2つの研究科において、入学定員充足率が低い。」については、各研究科については、資格取得志望者やアジア圏からの留学生の確保に努めるとともに、学部学生の啓発、大学院教育の充実を図り、入学定員数の充足に努めているが、定員数の確保には至っていない。「講義室や福利厚生施設等の不足に加え、研究室や附属図書館が狭隘である。」については、平成25年度に新校舎が完成し、講義室等の充実を図っている。

尾道市立大学

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的及び大学院の目的を学生便覧に掲載し、大学構成員に配布しており、また、大学ウェブサイトでは「教育情報の公開」の中に「大学の教育研究上の目的」、また「法人情報」の中に学則及び大学院学則を掲載し、公表している。

また、高等学校や業者主催による進路ガイダンスに参加する際や、大学主催の高等学校進路指導担当者懇談会、オープンキャンパス等の行事でも、大学の目的の周知を図っている。

教員においては、学科及び研究科の目的について理解した上で、大学説明会、オープンキャンパス、高等学校訪問等の広報活動の場で、外部に向けて目的を説明している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学構成員及び社会に向けて、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針をウェブサイトや学生便覧に公表して、広く配布し周知を図っている。また、大学案内、入学者選抜要項等の各冊子において、入学者受入方針を公表している。高等学校や業者主催の進路ガイダンスに参加する際や、大学主催の高等学校進路指導担当者懇談会、高等学校訪問、オープンキャンパス等の行事や広報活動においても適宜周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）を、大学ウェブサイトの「教育情報の公表」の項目に掲載し公表している。各教員活動について、教員総覧を掲載しており、略歴、担当科目、研究テーマ、業績等を広く公表している。また、教員が研究実績等において国内外で表彰された場合は、これをウェブサイトに掲載している。なお、教員養成の状況については、大学ウェブサイトの「教職課程に関する情報公開」の項目に、その概要を公表している。

また、学会誌、大学紀要のほか、経済情報学部・経済情報研究科では『尾道市立大学経済情報学部卒業論文集』『尾道市立大学経済情報学部・経済情報研究科ディスカッションペーパー』、日本文学科では『尾道市立大学日本文学論叢』『尾道文学談話会会報』を発行し、ウェブサイトに公開している。年に 2 回発行される『尾大通信』は大学構成員のほか学生の保護者にも配布し、活動について公表し理解を得ている。

尾道市立大学

その他、毎年「尾道市立大学教養講座」や「おのみち文学三昧」を開催し、一般に向けて教員の研究活動の発表の場としているほか、美術学科では尾道市立大学美術館にて「尾道市立大学卒業制作展」及び「尾道市立大学大学院修了制作展」、並びに「尾道市立大学美術学科教員展」を開催している。さらに公募展、団体展、個展等によって、教育研究の成果を学内外に広く公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 尾道市立大学

(2) 所在地 広島県尾道市

(3) 学部等の構成

学部：経済情報学部、芸術文化学部

研究科：経済情報研究科、日本文学研究科、美術研究科

関連施設：情報処理研究センター、国際交流センター、地域総合センター

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部1,330人、大学院23人

専任教員数：56人

助手数：3人

2 特徴

(1) 大学の沿革

本学は、開校以来50年の歴史を持つ尾道短期大学を基礎として、平成13年4月、2学部3学科の4年制大学「尾道大学」として出発し、平成24年4月の公立大学法人化を契機に「尾道市立大学」に名称変更した。

尾道市は古くから瀬戸内における要衝の地として栄えてきた。また、山と海の景観美に加え、貴重な古文書や近現代作家の作品にいたる多くの文化遺産がある。

地域の経済的・文化的背景の下に、昭和21年7月、市立の女子専門学校が創設され、その後尾道短期大学へ転換し、当初の国文科に加えて経済科、経営情報学科を新設し規模を拡大し、全国屈指の歴史と規模を誇る公立短期大学として知られた。

さらなる発展のためと、地域から強い要望のある美術学科を加え、平成13年4月尾道大学として、2学部3学科の4年制大学へ転換した。

また、平成17年4月には大学院を開設、現代の要請に対応できる専門的知識、高い見識と実践的能力を兼ね備えた人材の育成を行っている。

平成24年4月、公立大学法人尾道市立大学としてさらなる中四国の発展に大きく貢献している。

(2) 伝統に根ざすユニークな学部・学科構成

本学は、経済情報学部と芸術文化学部の2つの学部から構成される。これは、古くから海運と流通で栄えたと同時に、優れた芸術や文化を生み出してきた尾道の特性を生かしたものであり、全国的にもユニークな

学部構成で大きな魅力といえる。

教養課程においては、各学部の専門科目を他の学部学生が受講でき、専門分野だけでなく社会科学あるいは芸術文化という異なった学問分野に身近に触れることができる。また、小規模大学の特性を生かした心の通った教育を実施しており、学生と学生、学生と教員の距離が近く、人間的な触れ合いの中で相互に学びあい、「知と美」を創造していける理想の学問的環境がある。

(3) 地域との交流・貢献

本学は「国際芸術文化都市」尾道の市立大学として、開学以来、経済・芸術・文化での地域貢献を継続的に行っている。平成18年度からは、地域総合センター主催による「尾道市立大学公開講座」を開催、また平成26年度からは、サテライトスタジオがオープンし、大学と市民との交流にますます貢献している。

(4) 経済情報学部・経済情報研究科

経済社会・情報社会が高度化・成熟化を遂げつつある今日、経済・経営・情報の3分野に求められる知識と技能はいつそう高度化・複雑化し、これまでとは比べものにならないほど専門的なものになっている。経済情報学部は、多様な価値や文化に対する深い理解を背景に経済、経営、情報に関する優れた専門能力を持ち、国内外で活躍できる有為な人材を養成している。

(5) 芸術文化学部（日本文学科、美術学科）・日本文学研究科・美術研究科

芸術文化学部は、尾道の文化・美術の歴史を踏まえたうえで、日本や世界の芸術文化に対する深い認識と理解を有し、現代の国際化社会や情報化社会の要請に応えられる十分な教養を具え、国際社会や地域社会の創造と発展に寄与する人材の育成をおこなっている。そしてそれぞれの分野における専門家育成とともに芸術・文化の発展に大きく寄与している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 公立大学法人尾道市立大学の目的（定款）

公立大学法人尾道市立大学は、大学を設置及び管理することにより、尾道市における「知と美」の探究・創造・発信を図る研究活動の拠点として、質の高い独創的な研究を推進するとともに、また有為な人材を育成することをもって、学術・文化の向上と社会の発展に貢献することを目的とする。

2 尾道市立大学の理念—「知と美」の探究と創造

尾道市立大学がある尾道市は、瀬戸内海のほぼ中央に位置し、古くから海運、流通、小売業の拠点として栄えてきた。また、寺院など数多くの文化遺産があり、林芙美子や志賀直哉などの文人が集い、優れた芸術や文化を生み出してきた。この地の人々の教育に対する熱い情熱のもと、歴史と伝統を守りながら、街は発展してきたと言える。このような魅力あふれる自然豊かな尾道の特性を生かして学問を学び、芸術を創造しようと志す若者を育成する教育拠点として設立されたのが尾道市立大学である。

尾道市立大学の理念は「知と美」の探究と創造である。当学は経済情報学部と芸術文化学部の2学部を持ち、芸術文化学部には日本文学科と美術学科の2学科をおいているが、いずれも尾道が持つ特性と魅力を生かしている。これらの学部を通して、人と情報が集まって「知と美」を探究する場、そのなかで新たな「知と美」を創造しその成果を社会に発信する場、そして学問と人間的触れ合いを通じて有為な人材を育成する場となることによって、学術・文化の向上と社会の発展に貢献する。

3 尾道市立大学の目標

教育：培う尾道市立大学

尾道市立大学は、専門分野における確かな知識と能力、そして豊かな教養と広い視野をもち、地域社会および国際社会に貢献し得る人材を育成する。このため、本学の特色である少人数教育の利点を生かしつつ、「教学半」（教うるは学ぶの半ば）の精神のもと、教員と学生が人間的触れ合いのなかで共に学び、「知と美」に対する強い好奇心と探究心、しっかりした基礎学力と高い専門能力、そして豊かな人間性を培う教育を実践する。

研究：拓く尾道市立大学

尾道市立大学は、実り豊かな教育には不断の研究とそれによって培われた基盤が必要であるとの考え方にもとづいて、新しい「知と美」の地平を切り拓く独創的な研究を目指す。このため、すべての構成員が対等の立場で相互に協調し啓発し合い、異分野間の協働および外部組織との連携を積極的に進めながら、「知と美」の創造へ向けた学術研究を実践する。

社会貢献：活かす尾道市立大学

尾道市立大学は、教育と研究を通して培い拓いた「知と美」の成果を絶えず外部に発信することによって、それらが社会に活かされることを目指し、社会からの信頼と期待に応えていく。このため、地域社会との連携を図りつつ、世界的視野をもって教育研究に取り組み、有為な人材を社会に送り出すとともに独創的な研究成果を国内外に向けて発信する。また、国際交流や留学生教育などにより、大学の国際化を積極的に推進する。

4 尾道市立大学の目的（学則）

（1）学部

尾道市立大学は、学術研究の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって国家社会の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与することを目的とする。

①経済情報学部の目的

経済情報学部は、多様な価値や文化に対する深い理解を背景に、経済、経営、情報に関する優れた専門能力を持ち、国内外で活躍できる有為な人材を養成することを目的とする。

②芸術文化学部の目的

芸術文化学部は、日本や世界の芸術文化に対する深い認識と理解を有し、優れた特性と高い知性を持って文化活動や社会活動に能動的に参加し、現代の国際化社会や情報化社会の要請に応えられる十分な教養を具え、国際社会や地域社会の創造と発展に寄与する人材の育成を目的とし、各学科の目的は次のとおりとする。

ア 日本文学科は、しっかりとした基礎学力の上に、広く芸術や文化を学びながら日本文学と日本語学の専門分野での研究を深め、構想力、論理的思考力、分析力を身に付けた社会のリーダー、教育者や研究者等を育成することを目的とする。

イ 美術学科は、美術についての学識と高い表現能力を養い、充実した創作活動を行う作家及びデザイナーを養成することを目的とする。

(2) 大学院

尾道市立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする。

①経済情報研究科

経済情報研究科は、経済、経営、情報に関する高度な専門知識を持ち、国内外で活躍できる有為な専門的職業人及び研究者を養成することを目的とする。

②日本文学研究科

日本文学研究科は、日本の言語や文学、そして芸術文化の深い理解や幅広い視野、さらには、それらの中軸とした国際的な感覚や異文化を共有する教養を身に付け、その豊かな知性や優れた特性によって、社会活動や文化活動に指導的役割を果たす人材を養成することを目的とする。

③美術研究科

美術研究科は、より広い視野に立って美術についての深い学識と表現能力を養い、自立して持続的に充実した創作活動を行う作家及びデザイナーを養成することを目的とする。